

指 示 第 1 5 号

令和 6 年 2 月 2 6 日

大阪拘置所長

死刑確定者に対する余暇活動の援助（読書支援、視聴覚支援）について  
標記について、下記のとおり定めるので、了知されたい。

なお、令和 3 年 1 月 2 7 日付け当職指示第 5 号「死刑確定者に対する余暇活  
動の援助について」は、廃止する。

記

1 目的

この指示は、死刑確定者（以下「確定者」という。）の心情の安定及び処遇  
の充実を図るため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 2  
条「死刑確定者の処遇の原則」及び同第 3 9 条「余暇活動の援助等」の規定に  
基づき、確定者に対する余暇活動の援助（読書支援、視聴覚支援）について、  
必要な事項と運用を定めることを目的とする。

2 読書支援

(1) 内容

確定者専用書籍（以下「友渕文庫」という。）を図書工場に備え付け、同  
書籍について、確定者に選択させた上で貸与する。

(2) 対象者

確定者全てを対象とする。

(3) 手続

ア 確定者からの希望に係る申出に応じ、居室棟担当職員は、確定者を所管  
する統括矯正処遇官（以下「所管統括」という。）に報告するほか、確定  
者に読書支援を希望する理由等を記載した願箋を提出させた後、所管統括  
は、確定者に係る個別事情等を勘案し、許否に係る視察表を作成して仰裁  
する。

イ 視察表決裁の結果、許可となった場合、教育担当職員は、「確定者専用書籍一覧表」（別紙 1）を確定者に貸与し、おおむね許可の翌月をめぐりに友渕文庫を貸し出す。

ウ 以降、毎月、貸出しの受付は、4 週間分（合計 12 冊以内）を一括して申し込ませて受け付け、貸出順序や配布時期等を調整して「貸出計画案」（別紙 2）を策定し、首席矯正処遇官（指導担当）まで仰裁を受けた上で、貸し出す。

(4) その他

ア 友渕文庫の管理責任者は統括矯正処遇官（教育担当）（以下「教育担当」という。）とする。

イ 教育統括は、「確定者専用書籍貸出簿」（別紙 3）を備え付けて管理するとともに、適宜、入替えや追加を行って友渕文庫の充実を図る。

ウ 友渕文庫の貸出冊数は、1 回 3 冊以内とし、貸出期間は、原則として、1 週間とする。

3 視聴覚支援

(1) 内容

確定者専用 DVD（以下「専用 DVD」という。）を処遇部門事務室の施錠可能なロッカーに備え付け、専用 DVD について、確定者に選択させた上で貸与する。

(2) 対象者

確定者としての処遇開始後、相応の期間を経過し、動静等が安定していると認められる者を対象とする。

(3) 手続

ア 確定者からの希望に係る申出に応じ、居室棟担当職員は、所管統括に報告するほか、確定者に視聴覚支援を希望する理由等を記載した願箋を提出させた後、所管統括は、確定者に係る個別事情等を勘案し、許否に係る視察表を作成して仰裁する。

イ 視察表決裁の結果、許可となった場合、確定者を処遇する区の指導監督者（以下「指導監督者」という。）は、確定者に対し、視聴覚支援に関する遵守事項（別紙 4）を告知し、確定者に誓約を行わせるとともに、署名

させた上で、「DVDソフト一覧表」（別紙 5）を確定者に貸与し、おおむね許可の翌月をめどに専用DVDを貸し出す。

ウ 以降、毎月、貸出しの受付は、4週間分（視聴8回分以内）を一括して申し込ませて受け付け、貸出順序や配布時期等を調整して「DVD視聴計画」（別紙 6）を策定し、処遇部長まで仰裁を受けた上で、貸し出す。

(4) その他

ア 専用DVDの管理責任者は教育統括とする。

イ 教育統括は、DVDソフト一覧表をして管理するとともに、適宜、入替えや更新を行って専用DVDの充実を図る。

ウ 教育担当職員は、DVDソフト一覧表を入替えや更新した場合、指導監督者に回付する。

エ 教育担当職員は、更新するDVDソフトについて、確定者に視聴させるに当たり適当ではないと考えられる場面の有無等を検査し、「DVDソフト検査表」（別紙 7）をもって報告する。

オ 専用DVDの視聴は、開庁日に限るものとし、視聴時間帯は、所管統括において、おおむね午前9時から同11時まで、おおむね午後1時から同3時までのいずれかを指定する。

カ 専用DVDの視聴回数は、原則として、1週間に2回、1回当たりおおむね2時間とする。

キ DVDプレイヤー等の管理について

(ア) 専用DVDの視聴に当たり、ポータブルDVDプレイヤー（以下「プレイヤー」という。）を貸与する際は、必要に応じ、リモコン、ACアダプタ、ヘッドホン及び延長コード（以下「リモコン等」という。）についても貸与する。

(イ) リモコン等については、専用DVDを視聴させる都度貸与し、視聴時以外は居室棟に整備されている専用ロッカーに収納の上、長尺物として厳重に管理する。

(ウ) 上記（イ）に係るロッカーの鍵は、確定者の収容居室棟担当職員が管理し、同ロッカーの予備鍵は、指導監督者が保管する。

(エ) プレイヤーに係る居室内の保管場所は、所管統括において指示する。

(オ) 専用DVDの視聴に際し、確定者に貸与する物品は、貸与前及び貸与後に、居室棟担当職員において異状の有無等を点検する。

#### 4 読書支援、視聴覚支援の中止等

##### (1) 中止

確定者が、視聴覚支援に関する遵守事項や当所の死刑確定者遵守事項を遵守せず、懲罰を科されるなど、支援を継続することが適当でないと認められる場合、所管統括は、その中止の許否に係る視察表を作成して仰裁する。

##### (2) 再開

支援を中止した確定者について、支援を再開する希望に係る申出がなされ、再開することが相当であると認められる場合、所管統括は、その再開の許否に係る視察表を作成して仰裁する。

## 別紙 1

## 単行本・月刊誌・コミック

受付番号	書名	巻次・著者名	発行所	種別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				

別紙2

首席	統括	主任	係

友利文庫（死刑確定者）  
備付書籍を配布して  
よろしいですか。

令和 年 月 日～令和 年 月 日

居室棟	称呼番号	姓	第1週( / ~ / )	第2週( / ~ / )	第3週( / ~ / )	第4週( / ~ / )
棟 階						
棟 階						
棟 階						

居室	称呼番号	姓	第1週( / ~ / )	第2週( / ~ / )	第3週( / ~ / )	第4週( / ~ / )
女区						

※ 備付書籍の申込は希望に添えるようにしていますが、重複している場合は、希望順位及び予備本で入れ替えています。



別紙 4

視聴覚活動支援に関する遵守事項

- 1 職員の指示に従って視聴すること。職員の指示に従わない場合には、以後のDVDの視聴を中止する場合がある。
- 2 機器は大切に取り扱い、故障や異常があると思った場合は、すぐに職員に申し出ること。
- 3 視聴時は、ヘッドホンを使用すること。ヘッドホンを使用することに支障がある場合は、使用しなくてもよいが、他の者の生活の妨げとならない程度の音量にすること。
- 4 機器の操作方法についての職員への質問等は、平日の昼間に行うこと。それ以外の日は質問等には応じない。
- 5 視聴する際には、横臥するなどの不体裁な姿勢はとらないこと。
- 6 DVDを視聴していたことを理由に、所定の受付時間以外の発信の申請や物品の購入の願い出は受け付けないので注意すること。
- 7 DVDの視聴をしているときは、信書や書面の作成をしないこと。DVDの視聴が予定されていた時間に、信書や書面の作成を優先するなど、自己の都合により視聴を辞退する場合、代替日は設けないので注意すること。

上記 1 から 7 までの遵守事項を守ることを誓約します。

遵守事項を守らないことで、DVDの視聴が中止となっても不服は言いません。

年 月 日

称呼番号 第 番 氏名 (姓のみ)

別紙 5

## DVDソフト一覧表

貸出番号	ジャンル	タイトル	サブタイトル・出演者等	分類	音声	録画時間
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



別紙 7

所 長	部 長	首 席	統 括

## D V D ソ フ ト 検 査 表

令和 年 月 日

番号	タイトル等 (題名、ジャンル、分類)	支障の有無
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

上記のとおり点検しました。

処遇部教育部門

印